

幼児教育・保育の無償化について

区立幼稚園を利用する子どもたちの保育料が、本年10月から無料になります。

現 行

- 負担能力に応じて保育料を区が徴収



無償化後

- 負担能力にかかわらず保育料は無料



- (※) 保育の必要性のある方
保護者のいずれもが、
下記のいずれかに該当する方
- (1) 月48時間以上の就労
 - (2) 妊娠中・出産後間もない
 - (3) 疾病・負傷
 - (4) 心身に障害がある
 - (5) 同居の親族の看護・介護
 - (6) 求職活動
 - (7) 就学

- 子育てサポート保育は、保育料に変更はありませんが、保育の必要性のある方 (※) が利用する場合、利用実績に応じて1日当たり450円、月額11,300円を上限に後から給付金を支給します。(保育の必要性の認定を受けることが必要です。)

子育てサポート保育料についての手続きの流れ

- 認定
子育てサポート保育の利用者で、保育の必要性のある方 (※) については、各幼稚園に、①子育てのための施設等利用給付認定申請書②就業証明書等の保育が必要な理由を証明する書類を提出してください。申請を受け審査した後、保育の必要性の認定通知書を交付します。
- 給付
子育てサポート保育料は、一度お支払いいただきます。月毎に請求が必要です。区が利用実績を確認した後、支給します。通園している幼稚園に、1か月ごとに施設等利用給付費請求書を提出してください。
(認定を受けている期間が対象です。)

算定例

子育てサポート保育利用に係る給付金の算定例

	利用料金 (保育料)	利用 日数	支払合計月額 (a)	支給上限額(b) (利用日数×450円)	支給金額(c)
一時利用	日額800円	10日	8,000円	4,500円	4,500円
	日額800円	20日	16,000円	9,000円	9,000円
年間利用	月額8,000円	10日	8,000円	4,500円	4,500円
	月額8,000円	20日	8,000円	9,000円	8,000円

(注) 支給金額は、支払合計月額 (a) と支給上限額 (b) を比較して、低いほうの金額 (c) となります。

幼稚園と認可外保育施設等の併用

(※) 表面参照

- 保育の必要性のある方 (※) は子育てサポート保育のほか、認可外保育施設等の利用も無償化の対象になります。
- 月毎に請求が必要です。
- 月毎に、11,300円から子育てサポート保育料の支給金額を差し引いた額を上限に、区が利用実績を確認した後、支給します。

(注) 請求には、認可外保育施設等の利用証明書と領収書の提出が必要です。通園している幼稚園に、1か月ごとに施設等利用給付費請求書と併せて提出して下さい。

お問い合わせ

教育委員会事務局学校教育部 学務課 学校運営支援係

TEL 03-3578-2779